

令和7年度

第6回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和7年9月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地判断について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について
- 議案第5号 農業委員の辞任について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の途中解約に関する通知について
- 報告第4号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について
- 報告第5号 利用権の終了について（農用地利用集積計画）

<出席委員>（7名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番委員：中村 康之 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 5番委員：井口 峰幸 | 6番委員：渡辺 忠洋 |
| 7番委員：江澤 正久 | 8番委員：小高 一哲 |
| 9番委員：矢代 とみ江 | |

<欠席委員>（1名）

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| 1番委員：加藤 浩明 | 4番委員：森 久雄 | 10番委員：齊藤 一生 |
|------------|-----------|-------------|

<出席職員>

- 【事務局長】小高 一哉 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後1時30分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和7年度第6回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、7名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会議は成立いたします。 なお、加藤委員、森委員、斎藤委員においては、欠席との連絡をいただいておりますので、報告します。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第5条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>それでは、議事日程3の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。 2番の中村委員と3番の渡辺委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程4の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1頁をお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号3-11。所在：久我原地先。地目：田、5筆、地積：10,485㎡。譲渡人：茂原市の方。譲受人：茂原市の方。譲渡人事由：相続により取得したが、自らは耕作しないため。譲渡人事由：譲私人の希望に応じる。権利内容：所有権移転（有償） 前回の総会に諮った内容と変更点等はありません。 譲受人については、他の市町村で耕作を行っている。</p>

	<p>耕作を行っている市町村の農業委員会へ問い合わせたところ適正に耕作されているとのことでした。</p> <p>番号3-14。所在：弥喜用地先。地目：田、1筆、地積：1,057㎡。譲渡人：市原市の方。譲受人：大多喜町弥喜用の方。譲渡人事由：申請地は遠隔のため管理ができないため、小作人であり、適切な管理ができる近接者に譲渡したい。譲受人事由：小作していた自宅の近接地を取得し、引続き米を生産したい。権利内容：所有権移転（有償）</p> <p>番号3-16。所在：黒原、三又地先。地目：畑、3筆。地積：2,571㎡。譲渡人：東京都あきる野市の方。譲受人：市川市の方。譲渡人事由：東京都に住んでおり、耕作ができないため。譲受人事由：新規就農を視野に入れた移住を考えており、今回物件の取得に至ったため。権利内容：所有権移転（有償）</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号、番号3-11については、前回総会で保留となっていました が改めて審議します。</p> <p>現地調査報告は前回は行いましたので、今回はありません。</p> <p>質問のある方は発言をお願いします。</p>
	<p>農地の所有者、現在の耕作者、譲受人との間でトラブル等なければ申請通り許可してよいのではないかと。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>譲受人が町外の方なので、地元の耕作者の方たちと話し合いが必要なのではないかと。</p>
<p>井口委員 (5番)</p>	<p>現在の耕作者が譲り受けるのがよいのではないかと。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>所有者と現在の耕作者との間で、折り合いがつかなかったと聞いている。</p>
<p>中村委員 (2番)</p>	<p>条件を整えて申請している。また、他の市町村の耕作証明も添付されており、不許可とする理由はないと考える。</p>
<p>事務局 井口委員 (5番)</p>	<p>地元の方と話し合いの場を設けてはいかがかと？</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>現状、水利組合等との間にトラブル等あるのか？</p>
	<p>トラブル等ないのであれば、申請通り許可するべきではないかと。</p>

議長
(渡辺会長)

他に質問のある方はどうぞ。

質問が無いようですので、番号3-11については許可することとしてご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め、番号3-11については、許可することと決定しました。

続きまして番号3-14については、渡辺委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。

渡辺委員
(3番)

議案第1号、番号3-14について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現状は、耕作が終わった後のきれいな状態です。

特に問題ないと思います。

ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(8番)

現在も耕作されている農地ですか。

渡辺委員
(3番)

耕作している農地です。

議長
(渡辺会長)

他にご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号3-14について許可することとしてご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め、番号3-14につきましては許可とすることで決定いたします。

続きまして、番号3-16については、井口委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

井口委員
(5番)

議案第1号、番号3-16について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

議長
(渡辺会長)

住宅と農地を購入し、親子で移住し、娘が農業を始めたいとのことでした。

現地はよく保安全管理がされている。特に問題ないと思われます。

ご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号3-16について許可することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-16につきましては許可とすることで決定いたします。

議案第1号は以上です。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

今月は、申請案件が4件提出されていますので、先に一括して事務局で説明を行った後に1件ずつ審議を行います。なお、番号5-8から5-10については、農地法以外の他法令の関係で、町生活環境課が所管する太陽光発電設備の設置及び管理要綱についての関係書類の提出が整っていないため、許可見込みが立っていない状況です。

農地法上の観点のみの審議を行っておりますので、総会に諮ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号5-7。所在：久我原地先。地目：田、3筆 地積：7,004㎡。地種1種。譲渡人：いすみ市の方。譲受人：東京都の方。[農地法]商業・サービス等用地/その他のレジャー施設。用途：キャンプ場：転用事由：現在、東京都に本社を置き建築土木向けの若者の人材育成等を行っています。今回申請地にキャンプ場を整備し経営することにより、大学生を中心とした多くの若者にキャンプ場の運営に携わってもらい、座学では学ぶことが難しい運営計画、工事設計などの分野を学習し、より実践的な建設業などの人材を育てることを目的としています。キャンプ場の運営に当たっては地元の人材を雇用し、地域と連携しながら地元の野菜やコメなどの食材を利用する予定です。埋立等は行わず、既存の地盤を

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>そのまま利用します。権利内容：転用を伴う所有権移転、有償。 千葉県農地転用事務指針例外事由C(ア)該当。 番号5-8。所在：中野地先。地目：田、1筆 地積：730㎡。 地種3種。譲渡人：千葉市の方。譲受人：東京都の法人。[農地法]</p> <p>議案第2号、番号5-7については、井口委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>井口委員 (5番)</p>	<p>議案第2号、番号5-7について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現地は、夷隅川添いで農業振興地域から外れています。 現況は草木が生い茂り有害獣等の棲家のような状態です。 問題ないと思われる。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p> <p>渡邊委員 (3番)</p> <p>井口委員 (5番)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>大学生を中心に、とあるがどのようなことを想定しているのか。</p> <p>主に大学で建築学や土木等を学んでいる学生の実習場のように考えているとのことです。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号5-7について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>渡邊委員 (3番)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-7につきましては許可相当と認めることで決定いたします。</p> <p>議案第2号、番号5-8については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p> <p>議案第2号、番号5-8について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p>

	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 よく保全管理されていて優良農地である。 20年ごろから草刈り等行っている。 いすみ鉄道の線路沿いであり太陽光発電設備ができてしまうと 景観を損ねてしまうのではないかと思います。 災害レベルの雨が降ると当該地は冠水してしまう土地です。 説明は以上です。 ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (8 番)	<p>設備が冠水してしまうと周辺の停電等心配ではいか。 かなり高額で土地の買収をしているようだ。</p>
議 長 (渡辺会長)	他にご質問のある方は発言をお願いいたします。
事 務 局 長 (小 高)	今後、太陽光関係については、条例化も検討していかなくてはいけないと考えている。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問のある方は発言をお願いいたします。
	<p>質問が無いようなので、番号5-8については、他法令の許可見込みが立つまで保留することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」 の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号5-8につきましては、保留することとして決定いたします。</p> <p>議案第2号、番号5-9については、江澤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
江 澤 委 員 (7 番)	<p>議案第2号、番号5-9について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は田で耕作はしていないが、草刈り等保全管理はされている。 説明は以上です。 ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>質問が無いようなので、番号5-9については、他法令の許可見込みが立つまで保留することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>異議なしと認め、番号5-9につきましては、他法令の許可見込みが立つまで保留することとして決定いたします。</p> <p>議案第2号、番号5-10については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>矢 代 委 員 (9 番)</p>	<p>議案第2号、番号5-10について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は保全管理がされており、譲り渡し人の方は高齢で耕作することができないので、土地を提供したとのこと。</p> <p>隣接の方にも説明し、問題なかったとのこと。</p> <p>やはり太陽光関係については条例化等の整備が必要と感じました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号5-10については、他法令の許可見込みが立つまで保留することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>異議なしと認め、番号5-10につきましては、他法令の許可見込みが立つまで保留することとして決定いたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>続きまして、議案第3号「非農地判断について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p> <p>5頁をお開きください。</p> <p>議案第3号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。</p> <p>番号非-9。所在：久我原地先。地目：田、2筆。地積：1,063㎡</p>

議長
(渡辺会長)

所有者：いすみ市の方。現況：木や竹が繁茂していた。
番号非－10。所在：会所地先。地目：畑、1筆。地積：1,424㎡の内754㎡。
所有者：市原市の方。現況：雑木が繁茂していた。
事務局からの説明は以上です。

番号非－9については、井口委員が現地調査を担当しましたので報告します。

議案第2号、番号非－9について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。
現況は、夷隅川添いで杉の木が繁茂している状況。
ご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号非－9については、非農地として判断することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め番号非－9については、非農地として判断することに決定します。

続きまして、番号非－10については、事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

現況は、雑木が繁茂している状況。
ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号非－10については、非農地として判断することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め番号非－10については、非農地として判断することに決定します。

続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局
(寺井)

事務局の説明をお願いします。

6頁をお開きください。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。

番号7-14。所在：粟又地先。地目：田2筆。地積：3,451㎡。貸付人：船橋市の方。借受人：粟又の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。借賃：米1俵/年。期間：令和7年10月10日～令和12年10月9日まで。事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、議案第4号は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め議案第4号は原案通り決定しました。

続きまして、議案第5号「農業委員の辞任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

議案第5号「農業委員の辞任について」下記の者より農業委員会の辞任につき同意を求める旨の申出があったので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、同意について意見を求める。

1 議席番号 9番
氏名 齊藤 一生
担当地区 伊藤 横山 小土呂
辞任願提出日 令和7年8月28日

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、議案第5号について同意することとして決定しよろしいですか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め議案第5号は辞任に同意として決定します。それでは報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(寺井)

8頁をお開きください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出」
について次のとおり受理したことを報告する。
番号7-22 所在：栗又地先。地目：田、9筆 畑、3筆
他、3筆。地積：7396.61 m²。所有者：栗又の方。届出者：栗又の
方。権利：相続。
その他、同様の届出が、7-23まで提出されています。
続きまして、10頁をお開きください。
報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のと
おり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照
会があったので報告する。
番号農委-5 所在：板谷地先。地目：田、3筆。地積：3,000 m²。
変更地目：山林。登記原因日付：年月日不詳地目変更。調査・報告
地目：照会地阪下谷 1052 番外2筆の現況は、農業委員会の過去の調
査において、再生利用が困難な農地として判断されていたため、非
農地として回答する。土地所有者：御宿町の方。
11項をお開きください。
報告第3号利用権の途中解約に関する通知について、次のとお
り、農地法第18条第6項の規定による途中解約処理をしました。
資料のとおり1件の利用権の途中解約処理をしました。
12頁をお開きください。
報告第4号利用権の終了について次のとおり、通知があったこと
を報告する。
資料のとおり8件受理しました。
15頁をお開きください。
報告第5号農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の
届出について下記のとおり、届出があったので報告する。
報告事項は、以上です。

議長
(寺井)

報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思います。
続いて議事日程6その他に入ります。
事務局何かございますか？
ありません。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力あり
がとうございました。

事務局
(小高)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。
閉会（午後3時40分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月6日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 中村 康之

署名委員 渡辺 さなえ

